

UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気

(浜甲子園団地ほか 53 団地)

入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ阪神住まいセンター

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ京都住まいセンターの調達契約に係る入札公告（令和4年11月16日付機構ホームページ掲載）に基づく入札については、関係法令及び入札心得書（物品購入等）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 発注者の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之

2 調達内容

(1) 調達件名及び数量

UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）

予定契約電力 : 仕様書による。

予定使用電力量 : 仕様書による。

注) UR賃貸住宅は、一部又は全部の用途廃止、所有者への返還、新規建設及び共用部照明のLED化等の省エネ改修工事等により、供給場所及び使用電力量等が増減する場合がある。

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 供給期間

令和5年3月の検針日から令和8年3月の検針日の前日まで

(4) 供給場所

仕様書による。

(5) 入札方法

イ 入札金額は、各者において設定する契約電力等に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、あらかじめ当社が別途提示する各契約における月ごとの予定契約電力等及び予定使用電力量に基づき算出した各契約の対価の総額を入札金額とする。なお、入札書には、別紙様式1による入札価格の内訳を添付し、力率割引及び割増、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。この場合において、燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は加算しないものとする。また、入札書と内訳書に記載された金額が相違する場合には無効とする。

別紙様式1については、6（1）の競争参加資格の確認通知の際に、競争参加資格を有する者に対して様式のデータを送付するので、これを用いて作成し、入札書とともに、書面及びデータCDを提出すること。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ハ 上記イの入札書及び内訳書の提出方法は以下のとおりとする。

二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々、入札心得書のとおり必要事項を記載し、封かんすること。表封筒には、次の書類3点を入れること。

- (1) 入札書在中の中封筒
- (2) 別紙様式1 内訳書(書面)
- (3) 別紙様式1 内訳書(データCD)

(注) 上記に示した方法以外での入札書は一切受付けない。

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和3・4年度独立行政法人都市再生機構西日本地区における物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。※「全省庁統一資格」は独立行政法人都市再生機構の競争参加資格とは何ら関係ないため、注意されたい。
- (3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に独立行政法人都市再生機構西日本支社から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止の通知を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)
- (5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照)
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から開札日までの間に同法第31条に規定する納付金が未納である旨の公表がなされた者でないこと。
- (8) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関し、別紙様式3に掲げる入札適合条件を満たしている者であること。

4 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記3(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記3(1)及び(3)～(8)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けたものが競争に参加するためには、申請書及び資料提出時までに下記のとおり一般競争参加資格の申請を行い、開札時までに上記3(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(一般競争参加資格の申請)

- ① 提出期間：令和4年11月16日(水)から令和4年12月20日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日、10時00分から16時00分まで
- ② 問い合わせ先
〒536-8550
大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約課
電話 06-6969-9025

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(申請書及び資料の申請)

(1) 提出期間

令和4年11月16日(水)から令和4年12月20日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

(2) 受付時間

10時00分から16時00分まで

(3) 提出場所

〒660-0881 兵庫県尼崎市昭和通3-95 アマックスビル8階
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
阪神住まいセンター お客様相談課 電話 06-6419-4522

(4) 提出方法

持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「申請書在中」と朱書きすること及び速やかに連絡可能な内容を説明できる者の連絡先を同封すること。

5 本説明書及び仕様書に関する質問と回答

(1) 本説明書及び仕様書に関する質問は、「質問書」(様式は任意)の提出をもって行うこと。

イ 提出期限 令和5年1月24日(火)16時00分

ロ 提出場所 4(3)に同じ

ハ 提出方法 持参又は書留郵便による郵送とする。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。電送によるものは受け付けない。なお、封筒に「質問書在中」の旨を朱書すること。

(2) 原則として質問書の回答は、「回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間 令和5年1月30日(月)から令和5年2月2日(木)10時00分から16時00分まで

ロ 閲覧場所 4(3)に同じ

6 競争参加資格の確認通知等

(1) 競争参加資格の確認通知

競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和5年1月4日(水)に郵送により通知する。ただし、競争参加資格確認申請書提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に指名停止措置を受けた者は選定しない。

また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。

なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

(2) 苦情申立て

① 申請書等を提出した者のうち、(1)で競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

イ 提出期限： 令和5年1月16日(月)16時00分

ロ 提出場所： 4(3)に同じ

ハ 提出方法： 提出場所へ持参するものとする。

② 発注者は、説明を求められたときは、令和5年1月23日(月)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

③ 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。

④ 発注者は、②の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。

⑤ 本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続き等に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続(平7.12.14付政府調達苦情処理推進本部決定)」により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

7 入札手続き及び落札者の決定

上記6(1)により競争参加資格を有すると当社が認めた者との間で、入札を行う。入札書は、上記2(5)ハのとおり封かんし、入札書の提出期限までに同日同時刻必着での書留郵便による郵送とする。

(1) 入札書の提出期限及び場所

提出期限：令和5年2月2日(木)16時00分

提出場所：〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-111 NLC 森の宮ビル8階

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
コミュニティ推進部(西日本)エリア経理契約課

(郵送の場合、書留郵便とし、同日同時刻必着とすること)

(2) 開札の日時及び場所

日時：令和5年2月3日(金)(開札時間については、別途通知による)

場所：独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
コミュニティ推進部(西日本)

(3) 入札方法は、上記2(5)による。

(4) 入札書は、郵送による提出とし、開札時の立会いは不要とする。提出場所への持参又は電送によるものは受け付けない。

(5) 落札者がいない場合は、別に日時を定めて入札を行うものとする。

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 落札者の決定方法について

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

免除

10 入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記3に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

11 入札手続きにおける交渉の有無

無

12 契約書作成の要否

落札者は、速やかに当社との間で、別に定める「契約書」の締結及び「覚書」、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」の交換を行うものとする。

13 支払条件

毎月、検査後全箇所の一括払とし、電力使用量の算定は、直近の検針日を標準とする。なお、請求にあたり、供給場所ごとに料金の根拠を示した資料を添付すること。(仕様書別紙2を参照)

14 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める」とされているところ。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力のない相手方については、その名称等を公表する場合がある。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(機構OB)の人数、職名及び機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時時点で在職している機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

15 入札結果の公表について

「UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気」の公募手続については、全住まいセンターにおいて同時期に複数公募していることから、全地区における全件の入札が完了したのち、公表することとする。

16 その他

- (1) 事業者切り替え手続きに必要な情報（供給地点特定番号等）については、落札者に対し、別途、通知する。
- (2) 入札参加者は、入札心得書（物品購入等）を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 入札に必要な提出書類の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (5) 当社に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 当社に一旦提出された書類は返却しない。
- (7) 当社に一旦提出された書類の差換え及び再提出は認めない。
- (8) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。

以 上

入札内訳書

件名:UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(浜甲子園団地ほか53団地)

所在地:
_____商号又は名称:
_____代表者氏名:
_____代理人氏名:

① 従量電灯A 合計 (税込)	円
② 従量電灯B 合計 (税込)	円
③ 低圧電力 合計 (税込)	円
合 計 (税込) ④=①+②+③	円

【入札書 記載金額: (④*100/110)】→

合 計 (税抜) ⑤ ※1円未満端数切捨て	円
--------------------------	---

入札金額内訳書(従量電灯A)

【件名: UR賃貸住宅共用部等で使用する電気(浜甲子園団地ほか93団地)】

提出者: 株式会社〇〇〇〇〇〇

年月	最低料金			従量料金			合計(円) ※小数点以下切捨て	
	契約件数	最低料金単価 (円)	基本料金 (円) 半年従量料金以下 を引いて c=a×b	予定電力量(kwh)		単価(円)		従量料金(円) ※小数点以下切捨て f=d×e
				d				
a	b	c	d		e	f=d×e	g=c+f	
令和5年4月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,458			
				300kWhを超過	47,115			
令和5年5月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,281			
				300kWhを超過	39,924			
令和5年6月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	20,333			
				300kWhを超過	32,128			
令和5年7月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	20,976			
				300kWhを超過	36,705			
令和5年8月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,171			
				300kWhを超過	42,224			
令和5年9月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,031			
				300kWhを超過	36,899			
令和5年10月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,381			
				300kWhを超過	42,474			
令和5年11月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,458			
				300kWhを超過	47,375			
令和5年12月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,508			
				300kWhを超過	47,822			
令和6年1月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,600			
				300kWhを超過	62,442			
令和6年2月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,291			
				300kWhを超過	41,202			
令和6年3月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,150			
				300kWhを超過	36,746			
令和6年4月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,458			
				300kWhを超過	47,115			
令和6年5月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,281			
				300kWhを超過	39,924			
令和6年6月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	20,333			
				300kWhを超過	32,128			
令和6年7月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	20,976			
				300kWhを超過	36,705			
令和6年8月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,171			
				300kWhを超過	42,224			
令和6年9月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,031			
				300kWhを超過	36,899			
令和6年10月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,381			
				300kWhを超過	42,474			
令和6年11月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,458			
				300kWhを超過	47,375			
令和6年12月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,508			
				300kWhを超過	47,822			
令和7年1月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,600			
				300kWhを超過	62,442			
令和7年2月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,291			
				300kWhを超過	41,202			
令和7年3月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,150			
				300kWhを超過	36,746			
令和7年4月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,458			
				300kWhを超過	47,115			
令和7年5月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,281			
				300kWhを超過	39,924			
令和7年6月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	20,333			
				300kWhを超過	32,128			
令和7年7月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	20,976			
				300kWhを超過	36,705			
令和7年8月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,171			
				300kWhを超過	42,224			
令和7年9月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,031			
				300kWhを超過	36,899			
令和7年10月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,381			
				300kWhを超過	42,474			
令和7年11月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,458			
				300kWhを超過	47,375			
令和7年12月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,508			
				300kWhを超過	47,822			
令和8年1月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,600			
				300kWhを超過	62,442			
令和8年2月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,291			
				300kWhを超過	41,202			
令和8年3月	120			15kWhをこえ120kWhまで	12,600			
				120kWhをこえ300kWhまで	21,150			
				300kWhを超過	36,746			
① 従量電灯A 合計 (税込)								

※料金その他の計算における単価は税込とし、合計金額の単位は円とし、その小数は小数点以下を切り捨てる。
 ※予定電力量の料金区分が記載内容と異なる場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。
 ※その他上記の様式では記載が難しい場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。

入札金額内訳書(従量電灯B)

【件名 UR賃貸住宅共用部等で使用する電気(浜甲子園団地ほか33団地)】

提出者: 株式会社〇〇〇〇〇〇

年月	基本料金			従量料金		合計(円) ※小数点以下切捨て	
	契約容量 (KVA)	単価(円/KVA・月)	基本料金 (円) ※今年度標準 以下切捨て	予定電力量(kwh)	単価(円)		従量料金(円) ※小数点第3位以下切捨て
	a	b	c=a×b	d	e		f=d×e
令和5年4月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,939		
				300kWhを超過	141,991		
令和5年5月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,647		
				300kWhを超過	139,623		
令和5年6月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,319		
				300kWhを超過	115,618		
令和5年7月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,759		
				300kWhを超過	132,285		
令和5年8月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,888		
				300kWhを超過	142,029		
令和5年9月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,659		
				300kWhを超過	126,335		
令和5年10月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,379		
				300kWhを超過	138,043		
令和5年11月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,653		
				300kWhを超過	148,386		
令和5年12月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,612		
				300kWhを超過	142,488		
令和6年1月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,925		
				300kWhを超過	176,367		
令和6年2月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,929		
				300kWhを超過	132,522		
令和6年3月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,782		
				300kWhを超過	126,666		
令和6年4月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,939		
				300kWhを超過	141,991		
令和6年5月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,647		
				300kWhを超過	139,623		
令和6年6月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,319		
				300kWhを超過	115,618		
令和6年7月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,759		
				300kWhを超過	132,285		
令和6年8月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,888		
				300kWhを超過	142,029		
令和6年9月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,659		
				300kWhを超過	126,335		
令和6年10月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,379		
				300kWhを超過	138,043		
令和6年11月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,653		
				300kWhを超過	148,386		
令和6年12月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,612		
				300kWhを超過	142,488		
令和7年1月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,925		
				300kWhを超過	176,367		
令和7年2月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,929		
				300kWhを超過	132,522		
令和7年3月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,782		
				300kWhを超過	126,666		
令和7年4月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,939		
				300kWhを超過	141,991		
令和7年5月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,647		
				300kWhを超過	139,623		
令和7年6月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,319		
				300kWhを超過	115,618		
令和7年7月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,759		
				300kWhを超過	132,285		
令和7年8月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,888		
				300kWhを超過	142,029		
令和7年9月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,659		
				300kWhを超過	126,335		
令和7年10月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,379		
				300kWhを超過	138,043		
令和7年11月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,653		
				300kWhを超過	148,386		
令和7年12月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,612		
				300kWhを超過	142,488		
令和8年1月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,925		
				300kWhを超過	176,367		
令和8年2月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,929		
				300kWhを超過	132,522		
令和8年3月	1.452			120kWhまで	14,640		
				120kWhをこえ300kWhまで	21,782		
				300kWhを超過	126,666		
㊟ 従量電灯B 合計 (概算)							

※料金その他の計算における単価は税込とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる
 ※予定電力量の料金が分岐箱内計と異なる場合は、発注者と協議の上、運営者加算とするものとする。
 ※その他上記の様式では記載が難しい場合は、発注者と協議の上、適宜表を加算するものとする。

入札金額内訳書（低圧電力）

【件名：UR賃貸住宅共用部等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）】

提出者：株式会社〇〇〇〇〇〇

年 月	基本料金				従量料金			合計 (円)
	契約電力 (kW)	単価 (円/kWh)	力率 (%)	基本料金 (円)	予定使用電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	従量料金 (円)	
	a	b	c	$d = a \times b \times (185 - c) / 100$	e	f	$g = e \times f$	
令和5年4月	2,918		85		144,221			
令和5年5月	2,918		85		147,098			
令和5年6月	2,918		85		130,258			
令和5年7月	2,918		85		143,488			
令和5年8月	2,918		85		149,654			
令和5年9月	2,918		85		132,032			
令和5年10月	2,918		85		139,690			
令和5年11月	2,918		85		141,632			
令和5年12月	2,918		85		135,691			
令和6年1月	2,918		85		162,786			
令和6年2月	2,918		85		128,610			
令和6年3月	2,918		85		126,653			
令和6年4月	2,918		85		144,221			
令和6年5月	2,918		85		147,098			
令和6年6月	2,918		85		130,258			
令和6年7月	2,918		85		143,488			
令和6年8月	2,918		85		149,654			
令和6年9月	2,918		85		132,032			
令和6年10月	2,918		85		139,690			
令和6年11月	2,918		85		141,632			
令和6年12月	2,918		85		135,691			
令和7年1月	2,918		85		162,786			
令和7年2月	2,918		85		128,610			
令和7年3月	2,918		85		126,653			
令和7年4月	2,918		85		144,221			
令和7年5月	2,918		85		147,098			
令和7年6月	2,918		85		130,258			
令和7年7月	2,918		85		143,488			
令和7年8月	2,918		85		149,654			
令和7年9月	2,918		85		132,032			
令和7年10月	2,918		85		139,690			
令和7年11月	2,918		85		141,632			
令和7年12月	2,918		85		135,691			
令和8年1月	2,918		85		162,786			
令和8年2月	2,918		85		128,610			
令和8年3月	2,918		85		126,653			
年 計					5,045,439		③低圧電力 合計(税込)	

注1：基本料金単価（b）及び従量料金単価（f）は、消費税込みの額とする。

注2：基本料金単価（b）及び従量料金単価（f）は、小数点以下を含むことができる。

注3：基本料金（d）及び従量料金（g）は、計算後、小数点以下も含め端数処理を行わないこととする。

注4：各月の合計（h）については、単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

注5：入札金額算定においては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

注6：入札金額算定においては、力率（c）は85%とする。

注7：基本料金における割引・割増がある場合は列を追加する

注8：従量料金における料金単価が2種類以上ある場合は列を追加する

注9：その他上記の様式では記載が難しい場合は、発注者と協議の上、適宜表を加工するものとする。

別紙様式 2

本競争に必要な「物品販売」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり
□申請中⇒□新規又は更新 □工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）
□済⇒有資格者名簿等の該当部分を提出又は登録番号を記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構受託者
株式会社URコミュニティ
阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和4年11月16日付で公示のありましたUR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 小売電気事業者の届出が確認できる資料の写し
- 2 適合証明書 : 別紙様式3（添付資料を含む。）

適合証明書

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○

会社名 ○○株式会社

代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④ その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の 有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~④の合計点数	
-----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、及び「点数」には、別添より算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

《上記例は、把握できる最新の状況が令和2年度である場合。実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

※経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適正に開示したものとみなす。

■ 関西電力送配電管内の場合

要 素	区 分	得点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の36ヶ月についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表)「各用語の定義」

①	<p>令和 2 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数</p> <p>次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 2 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和 2 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②	<p>令和 2 年度の未利用エネルギー活用状況</p> <p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 2 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を、令和 2 年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和 2 年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 2 年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃料時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 2 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

令和2年度の再生エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の算定式によるもの。

(算定方式)

$$\text{令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$$

- ① 令和2年度自社施設で発生した再生可能エネルギーの利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))
- ② 令和2年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))
- ③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。)
- ⑦ 令和2年度の供給電力量(需要端(kWh))

③

1.再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

2.令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和2年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他電気事業者への販売分は含まない。

3.令和2年度の供給電力量(⑦)には他電気事業者への販売分は含まない。

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。

具体的な内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

④

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※この表の定義は、別紙様式3適合証明書及び別添にのみ適用する。

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結するUR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）の契約に関する競争入札及びその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、郵送により提出するものとする。封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書、表封筒に内訳書を入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、中封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 前項の入札書は、入札書の提出期限までに到着しないものは無効とする。

4 入札参加者等が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

また、委任状の押印を省略する場合は、委任状の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

6 入札書には、総額を記載するものとする。なお、根拠資料として、入札価格の内訳を添付し、力率割引及び割増、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入

札を辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げる
ところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接
持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して
行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、
入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な
取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参
加者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価
格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価
格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意し
ておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、
入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加
者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる
ことがある。

（入札書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書を提出した後は、開札又は開封の前後を問
わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、以後継続する当該
入札に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

三 入札金額の記載を訂正したとき

四 入札書の金額と内訳書の金額が一致しないとき

五 入札者（代理人を含む。）の記名のないとき又は記名（法人の場合は
その名称及び代表者の記名）の判然としないとき。（押印を省略する場
合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき。）

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金

額をもって入札を行ったとき

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

八 明らかに連合によると認められるとき

九 第2条第8項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき

十 前各号に掲げる場合のほか、当社の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

(開札等)

第7条 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせてうえで、当社が通知した場所及び日時に行うものとする。なお、入札者又はその代理人の立会いは不要とする。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、別途通知した日に、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札の希望がないもの

と認め、入札に参加することができない。

(契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項を提出しないときは当該落札はその効力を失う。

3 契約書、覚書及び外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

入札書及び封筒（様式）

（押印する場合）

入 札 書

金 円也

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(浜甲子園団地ほか53団地)

入札心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人) 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

連絡先	開札結果通知先	()
	ファクシミリ番号	()
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	()

入札書には、入札説明書の別紙様式1による入札価格の内訳を入札説明書2（5）のとおり添付し、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

記載例

(押印する場合)

入 札 書

金 _____ 円也

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(〇〇団地ほか×団地)

入札心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

代表者本人または 代理人の氏名	住 所 商号又は名称 代 表 者 (代 理 人)	印
		代表者の場合：実印または使用印 代理人の場合：委任状により届け出た使用印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ〇〇住まいセンター
センター長 〇〇 〇〇 殿

連絡先	開札結果通知先	()
	ファクシミリ番号	()
	連絡先担当者名	
	連絡先電話番号	()

入札書には、入札説明書の別紙様式1による入札価格の内訳を入札説明書2(5)のとおり添付し、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

(押印を省略する場合)

入 札 書

金 円也

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(浜甲子園団地ほか53団地)

入札心得書（物品購入等）及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
(代 理 人)

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

開札結果通知先 ファクシミリ番号	()
---------------------	-----

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

入札書には、入札説明書の別紙様式1による入札価格の内訳を入札説明書2（5）のとおり添付し、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

記載例

(押印を省略する場合)

入札書

金 円也

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(〇〇団地ほか×団地)

入札心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

年 月 日

代表者本人または代理人の氏名	住所 商号又は名称 代 表 者 (代 理 人)	押印不要
独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ〇〇住まいセンター センター長 〇〇 〇〇 殿		掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織・役職及び氏名
開札結果通知先 ファクシミリ番号	()	

連絡先は責任者と担当者と2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

本件責任者(会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担当者(会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先(電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先(電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

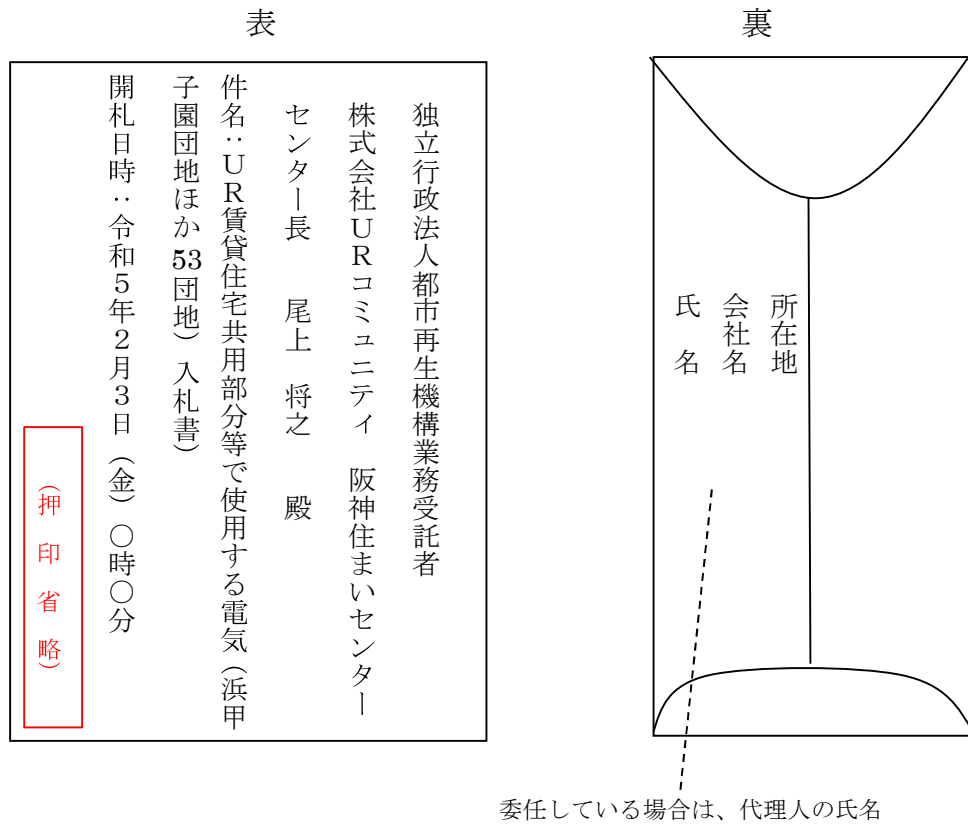
※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載可。

入札書には、入札説明書の別紙様式1による入札価格の内訳を入札説明書2(5)のとおり添付し、使用電力量及び季節等により単価が変動する場合は、その根拠も記載すること。

(中封筒様式)



※ 押印を省略する場合は中封筒に「(押印省略)」と朱書きすること。

※上の様式は中封筒の様式である。表封筒の宛先については以下のとおりであるので、注意されたい。

<表封筒 宛先>

〒536-0025 大阪府大阪市城東区森之宮 1-6-111 NLC 森の宮ビル 8階

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

コミュニティ推進部（西日本）エリア経理契約課

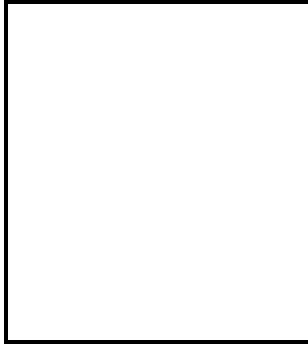
入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。
(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。
(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 代理人の方が入札される場合：委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)を提出してください。

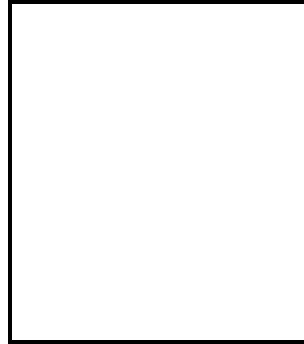
以 上

使用印鑑届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始月から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

記載例

使用印鑑届

使用印	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px;"></div>	実印	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px;"></div>
-----	---	----	---

上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日 ← 提出日

住 所 ○○○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○株式会社
代 表 者 代表取締役 ○○ ○○ 印

実印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社UR コミュニティ○○住まいセンター
センター長 ○○ ○○ 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届出ること。
- 注2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始月から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 注3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

委任状（様式）

（押印する場合） ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ阪神住まいセンターの発注する「UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
- 2.

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
2 委任事項は、明確に記載すること。

記載例

(押印する場合) ※委任事項に契約行為等を含む場合は押印必須

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ〇〇住まいセンターの発注する「UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（〇〇団地ほか×団地）」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1. 入札に関する一切の件
- 2.

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

実印 (既に使用印鑑届を提出している場合は使用印)

印

(受任者) 住 所
氏 名

代理人 (受任者) 使用印

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 〇〇住まいセンター
センター長 〇〇 〇〇 殿

注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、既に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
2 委任事項は、明確に記載すること。

(押印を省略する場合) ※委任事項に契約行為を含まない場合に使用可

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ阪神住まいセンターの発注する「UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札に関する一切の件
- 2.

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 阪神住まいセンター
センター長 尾上 将之 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先（電話番号）1 : _____

連絡先（電話番号）2 : _____

注1 委任事項は、明確に記載すること。

2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載例

(押印を省略する場合) ※委任事項に契約行為を含まない場合に使用可

委 任 状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ〇〇住まいセンターの発注する「UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(〇〇団地ほか×団地)」に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1. 入札に関する一切の件
- 2.

契約行為等、押印省略対象外となる手続きを含まないこと

年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
氏 名

掲示等又は競争入札等執行通知書に記載のある組織・役職及び氏名

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ 〇〇住まいセンター
センター長 〇〇 〇〇 殿

連絡先は責任者と担当者で2つ以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

本件責任者(会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 部長 〇〇 〇〇

担当者(会社名・部署名・氏名): (株)〇〇〇 〇〇部 〇〇 〇〇

連絡先(電話番号) 1 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

連絡先(電話番号) 2 : 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

注1 委任事項は、明確に記載すること。
2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

仕様書

1. 件名

UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(浜甲子園団地ほか53団地)

2. 供給期間

令和5年3月の検針日から令和8年3月の検針日の前日まで

3. 仕様

(1) 供給場所及び月別予定使用電力量等は別紙1による

(2) 対価の支払方法

受注者は使用電力量等を基に、発注者に請求書を送付の上、請求を行うこととし、契約ごとに料金の根拠を示した書類を添付すること。

※別紙2参照(様式は任意)

(3) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

① 契約電力の単位は、1kW(A, kVA, kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

② 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③ 料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

④ 契約条件等により、他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

(4) その他

各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)の特定供給小売約款によるものとする。

No.	団地名	供給場所(住所)	現在の 供給会社	現在の 契約種別	契約容量等 数値 単位	予定使用電力量(KWh)																														計	力率 (%)							
						R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9			R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	
199	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	155	167	142	142	147	124	139	138	130	153	126	119	155	167	142	142	147	124	139	138	130	153	126	119	155	167	142	142	147	124	139	138	130	153	126	119	5,046KWh	85	
200	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	118	133	125	129	136	109	131	123	117	136	107	106	118	133	125	129	136	109	131	123	117	136	107	106	118	133	125	129	136	109	131	123	117	136	107	106	4,410KWh	85	
201	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	4 kwh	99	100	82	88	98	83	96	88	86	101	81	79	99	100	82	88	98	83	96	88	86	101	81	79	99	100	82	88	98	83	96	88	86	101	81	79	3,243KWh	85	
202	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	7 kwh	268	284	244	240	244	211	249	231	226	265	208	200	268	284	244	240	244	211	249	231	226	265	208	200	268	284	244	240	244	211	249	231	226	265	208	200	8,610KWh	85	
203	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	7 kwh	237	265	248	256	272	216	251	233	225	277	219	212	237	265	248	256	272	216	251	233	225	277	219	212	237	265	248	256	272	216	251	233	225	277	219	212	8,763KWh	85	
204	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	7 kwh	288	300	245	252	274	237	273	256	249	294	233	222	288	300	245	252	274	237	273	256	249	294	233	222	288	300	245	252	274	237	273	256	249	294	233	222	9,369KWh	85	
205	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	9 kwh	537	591	530	578	634	511	593	550	532	648	510	500	537	591	530	578	634	511	593	550	532	648	510	500	537	591	530	578	634	511	593	550	532	648	510	500	20,142KWh	85	
206	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5(パークタウン)	大阪ガス株式会社	低圧電力	28 kwh	3,345	3,681	3,106	3,315	3,773	3,095	3,506	3,292	3,174	3,877	3,083	2,986	3,345	3,681	3,106	3,315	3,773	3,095	3,506	3,292	3,174	3,877	3,083	2,986	3,345	3,681	3,106	3,315	3,773	3,095	3,506	3,292	3,174	3,877	3,083	2,986	120,699KWh	85	
207	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5(パークタウン)	大阪ガス株式会社	低圧電力	25 kwh	3,381	3,720	3,128	3,298	3,749	3,083	3,547	3,342	3,237	3,959	3,183	3,057	3,381	3,720	3,128	3,298	3,749	3,083	3,547	3,342	3,237	3,959	3,183	3,057	3,381	3,720	3,128	3,298	3,749	3,083	3,547	3,342	3,237	3,959	3,183	3,057	122,052KWh	85	
208	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	7 kwh	286	300	265	286	310	261	304	282	278	335	252	254	286	300	265	286	310	261	304	282	278	335	252	254	286	300	265	286	310	261	304	282	278	335	252	254	10,257KWh	85	
209	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	136	146	124	134	153	122	144	136	131	157	124	120	136	146	124	134	153	122	144	136	131	157	124	120	136	146	124	134	153	122	144	136	131	157	124	120	4,881KWh	85	
210	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	185	194	170	181	198	166	193	182	180	211	164	163	185	194	170	181	198	166	193	182	180	211	164	163	185	194	170	181	198	166	193	182	180	211	164	163	6,561KWh	85	
211	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	110	121	103	109	122	101	115	107	107	130	105	99	110	121	103	109	122	101	115	107	107	130	105	99	110	121	103	109	122	101	115	107	107	130	105	99	3,987KWh	85	
212	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	182	190	158	174	190	157	180	178	169	207	161	151	182	190	158	174	190	157	180	178	169	207	161	151	182	190	158	174	190	157	180	178	169	207	161	151	6,291KWh	85	
213	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	186	199	170	185	201	171	191	182	183	215	170	166	186	199	170	185	201	171	191	182	183	215	170	166	186	199	170	185	201	171	191	182	183	215	170	166	6,657KWh	85	
214	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	108	125	104	110	125	102	120	114	114	136	109	104	108	125	104	110	125	102	120	114	114	136	109	104	108	125	104	110	125	102	120	114	114	136	109	104	4,113KWh	85	
215	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1(パークタウン)	大阪ガス株式会社	低圧電力	9 kwh	1,958	2,175	1,828	1,944	2,190	1,788	2,053	1,942	1,877	2,297	1,824	1,760	1,958	2,175	1,828	1,944	2,190	1,788	2,053	1,942	1,877	2,297	1,824	1,760	1,958	2,175	1,828	1,944	2,190	1,788	2,053	1,942	1,877	2,297	1,824	1,760	70,908KWh	85	
216	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	31	4	0	54	199	127	53	11	39	89	46	26	31	4	0	54	199	127	53	11	39	89	46	26	31	4	0	54	199	127	53	11	39	89	46	26	2,037KWh	85	
217	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	169	183	151	164	177	142	170	168	160	200	155	145	169	183	151	164	177	142	170	168	160	200	155	145	169	183	151	164	177	142	170	168	160	200	155	145	5,952KWh	85	
218	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	112	119	100	109	122	101	114	108	106	128	101	97	112	119	100	109	122	101	114	108	106	128	101	97	112	119	100	109	122	101	114	108	106	128	101	97	3,951KWh	85	
219	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	127	141	121	128	136	112	134	129	125	148	118	113	127	141	121	128	136	112	134	129	125	148	118	113	127	141	121	128	136	112	134	129	125	148	118	113	4,596KWh	85	
220	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	107	117	97	104	115	96	112	109	105	129	102	98	107	117	97	104	115	96	112	109	105	129	102	98	107	117	97	104	115	96	112	109	105	129	102	98	3,857KWh	85	
221	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	128	138	116	125	136	114	135	129	124	146	115	113	128	138	116	125	136	114	135	129	124	146	115	113	128	138	116	125	136	114	135	129	124	146	115	113	4,557KWh	85	
222	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫豊町2丁目1	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kwh	114	124	106	114	128	105	122	114	110	130	107	105	114	124	106	114	128	105	122	114	110	130	107	105	114	124	106	114	128	105	122	114	110	130	107	105	4,137KWh	85	
223	パークタウン西武庫	兵庫県尼崎市武庫元町3丁目5(パークタウンニシ)	大阪ガス株式会社	低圧電力	8 kwh	85	32	34	228	684	304	283	52	110	245	199	126	85	32	34	228	684	304	283	52	110	245	199	126	85	32	34	228	684	304	283	52	110	245	199	126	7,146KWh	85	
224	フレール芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4フレール	大阪ガス株式会社	従量電灯A	0 kwh	1,141	1,184	978	1,096	1,227	1,061	1,268	1,238	1,241	1,496	1,156	1,062	1,141	1,184	978	1,096	1,227	1,061	1,268	1,238	1,241	1,496	1,156	1,062	1,141	1,184	978	1,096	1,227	1,061	1,268	1,238	1,241	1,496	1,156	1,062	42,444KWh	85	
225	フレール芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4フレールアシア	大阪ガス株式会社	従量電灯A	13 kwh	1,200	1,316	1,108	1,174	1,326	1,099	1,262	1,204	1,179	1,430	1,147	1,110	1,200	1,316	1,108	1,174	1,326	1,099	1,262	1,204	1,179	1,430	1,147	1,110	1,200	1,316	1,108	1,174	1,326	1,099	1,262	1,204	1,179	1,430	1,147	1,110	43,665KWh	85	
226	フレール芦屋朝日ヶ丘	兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町4フレール	大阪ガス株式会社	従量電灯A	10 kwh	1	1	0	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	21KWh	85
227	フレール東芦屋町	兵庫県芦屋市東芦屋町25	大阪ガス株式会社	従量電灯B	10 kwh	878	915	766	856	1,038	918	998	1,064	998	1,196	931	861	878	915	766	856	1,038	918	998	1,064	998	1,196	931	861	878	915	766	856	1,038	918	998	1,064	998	1,196	931	861	34,227KWh	85	
228	フレール東芦屋町	兵庫県芦屋市東芦屋町25	大阪ガス株式会社	低圧電力	35 kwh	737	764	659	704	774	666	718	758	677	804	629	603	737	764	659	704	774	666	718	758	677	804	629	603	737	764	659	704	774	666	718	758	677	804	629	603	25,479KWh	85	
229	フレール東芦屋町	兵庫県芦屋市東芦屋町25フレール	大阪ガス株式会社	低圧電力	11 kwh	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18KWh	85	
230	フレール東芦屋町	兵庫県芦屋市東芦屋町25	大阪ガス株式会社	従量電灯A	13 kwh	8	9	7	8	11	11	11	11	12	15	10	8	9	7	8	11	11	11	11	12	15</																		

No.	団地名	供給場所(住所)	現在の 供給会社	現在の 契約種別	契約容量等 数値 単位	予定使用電力量(KWh)																																力率 (%)								
						R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11		R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	計			
496	浜甲子園なぎさ街	兵庫県西宮市枝川町10ハマコウシエン	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kw	119	116	121	116	123	115	116	119	117	133	109	109	119	116	121	116	123	115	116	119	117	133	109	109	119	116	121	116	123	115	116	119	117	133	109	109	4,239KWh	85			
497	浜甲子園なぎさ街	兵庫県西宮市枝川町10ハマコウシエン	大阪ガス株式会社	低圧電力	5 kw	108	104	107	103	109	104	103	109	106	119	98	97	108	104	107	103	109	104	103	109	106	119	98	97	108	104	107	103	109	104	103	109	104	103	109	106	119	98	97	3,801KWh	85
498	武庫川	兵庫県西宮市高須町2丁目1	大阪ガス株式会社	従量電灯A	0 kw	359	348	276	337	307	338	343	485	438	545	400	402	359	348	276	337	307	338	343	485	438	545	400	402	359	348	276	337	307	338	343	485	438	545	400	402	13,734KWh				
499	武庫川	兵庫県西宮市高須町1丁目1	大阪ガス株式会社	従量電灯A	0 kw	500	499	420	494	470	512	461	560	522	684	528	471	500	499	420	494	470	512	461	560	522	684	528	471	500	499	420	494	470	512	461	560	522	684	528	471	18,363KWh				
500	武庫川	兵庫県西宮市高須町2丁目1バンムコガワ	大阪ガス株式会社	従量電灯A	0 kw	314	319	255	276	316	293	318	387	365	435	318	321	314	319	255	276	316	293	318	387	365	435	318	321	314	319	255	276	316	293	318	387	365	435	318	321	11,751KWh				
501	武庫川	兵庫県西宮市高須町1丁目1-41	大阪ガス株式会社	従量電灯A	0 kw	349	313	267	327	303	350	335	401	378	467	350	330	349	313	267	327	303	350	335	401	378	467	350	330	349	313	267	327	303	350	335	401	378	467	350	330	12,510KWh				
502	武庫川	兵庫県西宮市高須町2丁目1バン	大阪ガス株式会社	従量電灯B	18 kw	5,053	5,168	4,064	5,200	4,830	5,122	4,860	6,021	5,196	6,477	5,005	5,252	5,053	5,168	4,064	5,200	4,830	5,122	4,860	6,021	5,196	6,477	5,005	5,252	5,053	5,168	4,064	5,200	4,830	5,122	4,860	6,021	5,196	6,477	5,005	5,252	186,744KWh				
503	武庫川	兵庫県西宮市高須町1丁目1バン	大阪ガス株式会社	従量電灯B	9 kw	2,636	2,688	2,441	3,054	2,779	3,029	2,490	2,749	2,504	3,106	2,423	2,379	2,636	2,688	2,441	3,054	2,779	3,029	2,490	2,749	2,504	3,106	2,423	2,379	2,636	2,688	2,441	3,054	2,779	3,029	2,490	2,749	2,504	3,106	2,423	2,379	96,834KWh				
504	武庫川	西宮市高須町2丁目1番武庫川団地敷地内	関西電力株式会社	従量電灯B	10 kWh	322	237	248	221	294	226	207	360	365	507	401	605	322	237	248	221	294	226	207	360	365	507	401	605	322	237	248	221	294	226	207	360	365	507	401	605	11,979KWh				
505	武庫川	西宮市高須町2丁目1番武庫川団地31棟エレベーター	関西電力株式会社	低圧電力	5 kWh	183	197	171	222	193	197	186	227	194	233	180	201	183	197	186	227	194	233	180	201	183	197	186	227	194	233	180	201	183	197	186	227	194	233	180	201	7,152KWh	90			
506	里中	兵庫県西宮市里中町3丁目2-17	大阪ガス株式会社	従量電灯B	6 kw	1,698	2,013	1,710	1,851	2,112	1,845	1,856	2,079	1,888	2,259	1,689	1,795	1,698	2,013	1,710	1,851	2,112	1,845	1,856	2,079	1,888	2,259	1,689	1,795	1,698	2,013	1,710	1,851	2,112	1,845	1,856	2,079	1,888	2,259	1,689	1,795	68,385KWh				
507	里中	兵庫県西宮市里中町3丁目2-17	大阪ガス株式会社	低圧電力	13 kw	733	773	644	691	755	622	605	664	585	659	517	565	733	773	644	691	755	622	605	664	585	659	517	565	733	773	644	691	755	622	605	664	585	659	517	565	23,439KWh	85			

◆電気料金明細表(令和〇〇年〇〇月分)【標記例】

仕様書 No.	団地名	供給地点 特定番号	使用期間	使用 電力量 (kWh)	料金内訳(円)							
					最低料金 最初の15KW 時まで (円)	電力量料金(円)			燃料費 調整額	再エネ発電 賦課金	請求金額 計	(うち消費税 相当額)
						15KW時を超え 120KW時まで 〇〇円〇〇銭/KWh	120KW時を超え300KW 時まで 〇〇円〇〇銭/KWh	300KWを超える 〇〇円〇〇銭/KWh				
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			～									
			合 計									

※料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

※電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合は列を削除して記入する。

◆電気料金明細表(令和〇〇年〇〇月分)【標記例】

仕様書 No.	団地名	供給地点 特定番号	契約容量 (KVA)	使用期間	使用 電力量 (kWh)	料金内訳(円)							
						基本料金 (円)	電力量料金(円)			燃料費 調整額	再エネ発電 賦課金	請求金額 計	(うち消費税 相当額)
							最初の120kW時まで 〇〇円〇〇銭/kWh	120kW時を超え300kW 時まで 〇〇円〇〇銭/kWh	300kWを超える 〇〇円〇〇銭/kWh				
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									
				~									

※料金その他の計算における単価は内税とし、合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

※電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合には列を削除して記入する。

単 価 契 約 書

- 1 契約の名称 UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）
- 2 仕様 別添仕様書のとおり。
- 3 契約期間 令和5年3月の検針日から令和8年3月の検針日の前日まで
- 4 契約単価 別表のとおり。

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ阪神住まいセンターと受注者 は頭書に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、頭書の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別添の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約金額）

第2条 契約単価は別表のとおりとする。

（供給場所及び期間）

第3条 受注者が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

供給場所 別表による。

期 間 令和5年3月の検針日から
令和8年3月の検針日の前日まで

（契約保証金）

第4条 発注者は、この契約の保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力、契約電流及び契約容量)

第8条 各月の契約電力、契約電流及び契約容量は、別表のとおりとする。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間をいう。)ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求、検査及び支払)

第10条 受注者は、第2条の規定に基づき、供給箇所ごとの料金を一括にまとめた支払請求書を作成(円未満の端数切り捨て)し、供給場所ごとの料金の根拠を示した資料を添付の上、対価の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者の指定する職員は、料金の根拠を示した資料に基づき、使用電力量等について検査を実施する。

3 発注者は、前項の検査によって適法な支払請求書であると認めた場合は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内に受注者に対価を支払うものとする。

(受注者の損害賠償請求等)

第11条 発注者の責めに帰すべき理由により、前条第3項に規定する対価の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(事情変更)

第12条 発注者及び受注者は、この契約締結後、供給場所の増減、契約容量の増減、送配電事業者の定める託送供給等約款の改定又は法令の制定若しくは改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定める条件が不相当となったと認められる場合

には、双方協議の上、この契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、この契約に定める条項を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、書面により定めるものとする。

(発注者の任意解除権)

第 13 条 発注者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の催告によらない解除権)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 天災その他不可抗力によるものを除き、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

二 第 5 条又は第 6 条の規定に違反したとき。

三 この契約の履行に関し、受注者又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。

四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

五 第 16 条の規定によらずにこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該

当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 第 19 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当したとき。

八 その他この契約に違反したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 15 条 前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第 16 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 17 条 前条に規定する場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 18 条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、予定使用電力量に第 2 条に規定する契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額及び基本料金の 36 ヶ月分の合計額の 10 分の 1 に相当する額を、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 14 条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するものとみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第 19 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、予定使用電力量に第 2 条に規定する契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と第 2 条に規定する基本料金の 36 ヶ月分の合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。））に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- （賠償金等の徴収）
- 第 20 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注

者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（適用法令）

第 21 条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定を適用するものとする。

（管轄裁判所）

第 22 条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約及び覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争が生じた場合は、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（表明確約）

第 23 条 受注者は、第 14 条第 6 号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第 24 条 受注者は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保全）

第 25 条 発注者及び受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者（第 6 条に規定する第三者を除く）に漏らしてはならない。なお、この契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

（契約外の事項）

第 26 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、別に定める覚書によるほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別表

契約書第2条の別表について (標記例: 基本料金における割引・割増しが複数ある場合は列を追加する。電力量料金の単価が3種類以上ある場合は列を追加し、1種類の場合は列を削除して記入する。)

<動力契約>

NO	団地名	供給地点 特定番号	供給場所(住所)	契約電力		基本料金			まったく電気を 使用しない月の 基本料金 (円/月)	電力量料金単価	
				数値	単位	(円/月)	〇〇 割引・ 割増	〇〇割引・割増 摘要後料金 (円/月)		夏季月 (7~9月) (円/1kWh)	その他季月 (円/1kWh)
1					kW						
2					kW						
3					kW						
4					kW						
5					kW						
6					kW						
7					kW						
8					kW						
9					kW						
10					kW						
11					kW						
12					kW						
13					kW						
14					kW						
15					kW						
16					kW						
17					kW						
18					kW						
19					kW						
20					kW						
21					kW						
22					kW						
23					kW						
24					kW						
25					kW						
26					kW						
27					kW						
28					kW						
29					kW						
30					kW						
31					kW						
32					kW						
33					kW						
34					kW						
35					kW						
36					kW						
37					kW						
38					kW						
39					kW						
40					kW						

※基本料金、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含む。

別表

契約書第2条の別表について (標記例: 電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合は列を削除して記入する。)

<電灯契約: 従量電灯A相当>

NO	団地名	供給地点 特定番号	供給場所(住所)	最低料金 最初の15KW時まで (円/月)	電力量料金単価		
					15KW時を超え 120KW時まで (円/1kWh)	120KW時を超え 300KW時まで (円/1kWh)	300KW時を超える (円/1kWh)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38							
39							
40							

※基本料金、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含む。

別表

契約書第2条の別表について(標記例:電力量料金の単価が4種類以上ある場合は列を追加し、2種類以下の場合には列を削除して記入する。)

<電灯契約:従量電灯B相当>

NO	団地名	供給地点 特定番号	供給場所(住所)	契約容量		基本料金 (円/月)	まったく電気を 使用しない月の 基本料金 (円/月)	電力量料金単価		
				数値	単位			最初の120KW時まで (円/1kWh)	120KW時を超え 300KW時まで (円/1kWh)	300KW時を超える (円/1kWh)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										

※基本料金、電力量料金単価については、消費税及び地方消費税を含む。

覚書

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ阪神住まいセンターと受注者（以下「受注者」という。）は、発注者及び受注者の間において令和4年〇月〇日に締結したUR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）の需給に係る契約（以下「原契約」という。）第26条に基づき、原契約に付帯して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を交換する。

（覚書の適用期間）

第1条 本覚書の適用期間は、令和5年3月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までとする。

（計量値及び計量期間）

第2条 計量値は、供給場所の地域を管轄する一般送配電事業者が定めた検針日に基づき通知された値を用いる。

2 計量期間とは、原契約第9条に定める料金の算定期間をいう。

（料金の算定）

第3条 原契約第9条に規定する1月の料金は、次の第一号から第四号までの合計額とする。

- 一 基本料金又は最低料金
- 二 電力量料金
- 三 再生可能エネルギー発電促進賦課金
- 四 燃料費調整額

2 各月の電気料金の算定において、電力量料金の燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の特定供給小売約款によるものとする。

（遅延利息の算定及び請求方法）

第4条 原契約第11条に規定する遅延利息は、前条第1項第一号及び第二号の合計額から消費税及び地方消費税相当額を差し引いた額を対象に算定する。

2 遅延利息が発生した場合、受注者は、原則として、発注者が遅延利息の算定の対象となる料金を支払った直後に発生する1月の料金とあわせて請求するものとする。

（情報公開請求）

第5条 発注者は、本契約にかかる情報開示の請求を受けた場合、速やかに受注者に意見を求めるものとする。

（データの提供）

第6条 受注者は、発注者から、発注者の業務運営上必要な使用量等のデータ（以下「デ

ータ」という。)を求められた場合、速やかにこれを提供するものとする。原契約終了後において、原契約期間におけるデータを求められた場合についても同様とする。

(協議事項)

第7条 原契約及び本覚書に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が定める特定小売供給約款によるほか、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

本覚書交換を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

別添様式

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和〇年〇月〇日付けで締結したUR賃貸住宅共用部分等で使用する電気（浜甲子園団地ほか53団地）の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者 住所
氏名

印

受注者 住所
氏名

印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

UR賃貸住宅共用部分等で使用する電気(浜甲子園団地ほか53団地)

配布書類一覧

	書類名称	備考・付属書類等	対応ファイル
1	入札説明書		1
2	入札説明書別紙様式1	内訳書	1-1 1-2 1-3 1-4
3	入札説明書別紙様式2	競争参加資格確認申請書	2
4	入札説明書別紙様式3	①適合証明書 ②二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件	2
5	入札心得書		3
6	入札書様式等		3-1
7	仕様書	別紙2は入札者から提出させることを想定した様式ですが、適宜変更下さい。	4
8	契約書		5 5-1
9	覚書		6
10	外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項		7
11	外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項 別添		7-1
12	配布書類一覧表		8
13	提出書類一覧表		9

提出書類一覧

(法人等名称) _____

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないか御確認ください。
- 2 この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、入札書等提出時に御提出ください。
- 3 「発注者使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (※使用する様式)	提出部数	備考	発注者使用欄
1	入札書	1部	・内訳書も同封すること。	
2	内訳書(入札説明書別紙様式1)	1部		
3	使用印鑑届	1部	本届には、印鑑証明書(原本・発行日から3か月以内)を添付すること。	
4	委任状	1部	当住まいセンターへ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
5	競争参加資格確認申請書(入札説明書別紙様式2)	1部		
6	小売電気事業者の届出が確認できる資料の写し	1部		
7	適合証明書(入札説明書別紙様式3)	1部	・適合証明書「1」の合計点数が70点以上と記載されたものを適合とする。 ・条件を満たすことを示す書類を添付すること。	

【提出書類作成における注意事項】

- ① 入札説明書等に様式が添付している場合は、様式に記載してある様式を使用すること。添付してある様式をパソコン等であらためて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。
- ② 項番5～7については、事前に決められた期限までに提出すること。